会計検査院規則第四号

会 計 検 査 院 法 昭 和 + 年 法 律 第 七 + 三 号 $\overline{}$ 第 + 条 第 三 項 及 び 第 三 + 八 条 0 規 定 に 基 づ き 숲

計 検 査 院 事 務 総 局 事 務 分 掌 及 U 分 課 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則 を 次 \mathcal{O} ょ う に 定 \otimes る

令和五年三月三十一日

会計検査院長 森田 祐司

会 計 検 査 院 事 務 総 局 事 務 分 掌 及 \mathcal{U} 分 課 規 則 \mathcal{O} _ 部 を 改 正 す る 規 則

会 計 検 査 院 事 務 総 局 事 務 分 掌 及 び 分 課 規 則 昭 和 + 年 会 計 検 査 院 規 則 第 \equiv 号 $\overline{}$ \mathcal{O} __ 部 を 次 \mathcal{O} ょ

うに改正する。

別 表 第 局 総 務 検 査 課 \mathcal{O} 事 務 分 掌 事 項 欄 中 \neg 貸 付 け に 係 る 経 理 _ \mathcal{O} 次 に 福 島 玉 際 研 究 教 育 機 構

 \sqsubseteq を 加 え 同 表 第 局 厚 生 労 働 検 査 第 _ 課 \mathcal{O} 事 務 分 掌 事 項 欄 中 _ 内 閣 府 子 تلح ŧ 子 育 て 本 部 \sqsubseteq を \neg

ど ŧ 家 庭 庁 _ に 改 8 同 表 第 五. 局 \mathcal{O} 課 及 び 上 席 調 査 官 欄 中 情 報 通 信 検 査 課 _ を デ ジ タ ル 検 査 課

に 改 \otimes 同 表 \mathcal{O} 備 考 三 中 検 査 を 受 け る t \mathcal{O} \mathcal{O} _ \mathcal{O} 次 に デ ジ タ ル 社 会 \mathcal{O} 形 成 に 関 す る 施 策 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O}

_ を 加 え 情 報 通 信 検 査 課 _ を \neg デ ジ タ ル 検 査 課 _ に 改 \otimes る

附則

1 ح \mathcal{O} 規 則 は 令 和 五. 年 兀 月 __ 日 か 5 施 行 L 改 正 後 \mathcal{O} 別 表 第 局 総 務 検 査 課 \mathcal{O} 事 務 分 掌 事 項 欄 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

規

則

に

ょ

る

改

正

前

 \mathcal{O}

別

表

 \mathcal{O}

備

考

 \equiv

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

り

事

務

総

長

カュ

5

特

に

命

ぜ

Ś

れ

た

事

項

は

۲ 0) 規 規

定

は

`

福

島

玉

際

研

究

教

育

機

構

 \mathcal{O}

成

立

 \mathcal{O}

日

か

5

適

用

す

る。

則 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 改 正 後 \mathcal{O} 別 表 0) 備 考 \equiv \mathcal{O} 規 定 に ょ り 事 務 総 長 カュ 5 特 に 命 ぜ 5 れ た 事 項 کے み な す。

改 正 後					改 正 前							
別表(第八条、第九条関係)					別表(第八条、第九条関係)							
局	課及び上席調査官	事務分掌事項		局	課及び上席調査官	事 務 分 掌 事 項						
第一局	(略)	(略)		第一局	(同左)	(同左)						
	総務検査課	内閣府地方創生推進事務局、復興庁、総務省(他の課の所掌に属する分を除く。)、財政融資資金の地方債及び地方公共団体に対する貸付けに係る経理、福島国際研究教育機構並びに地方公共団体金融機構の検査に関する事務検査を受けるものの東日本大震災からの復興に関する事業に係る経理に関する検査のうち横断的な処理を要するものとして事務総長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務			総務検査課	内閣府地方創生推進事務局、復興庁、総務省(他の課の所掌に属する分を除く。)、財政融資資金の地方債及び地方公共団体に対する貸付けに係る経理並びに地方公共団体金融機構の検査に関する事務検査を受けるものの東日本大震災からの復興に関する事業に係る経理に関する検査のうち横断的な処理を要するものとして事務総長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務						
	(略)	(略)			(同左)	(同左)						
第二局	厚生労働検査第一課	こども家庭庁、厚生労働省(他の課の所掌に属する分を除く。)、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の検査に関する事務		第二局	厚生労働検査第一課	内閣府子ども・子育て本部、厚生労働省 (他の課の所掌に属する分を除く。)、 独立行政法人福祉医療機構及び独立行政 法人国立重度知的障害者総合施設のぞみ の園の検査に関する事務						

1			1 1	ĺ	<u> </u>	
	(略)	(略)			(同左)	(同左)
(略)	(略)	(略)		(同左)	(同左)	(同左)
第五局	デジタル検査課	デジタル庁、総務省国際戦略局、情報流通行政局、総合通信基盤局及びサイバーセキュリティ統括官、情報通信政策研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構並びに株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の検査に関する事務		第五局	情報通信検査課	(同左)
	(略)	(略)			(同左)	(同左)

備考

一•二 (略)

三 検査を受けるものの<u>デジタル社会の形成に関する施策その他の</u>情報通信に係る経理に関する検査のうち事務総長から特に命ぜられた事項の検査については、この表の定めにかかわらず、第五局<u>デジタル検査課</u>が分掌するものとする。

四~七 (略)

備考

一・二 (同左)

三 検査を受けるものの情報通信に係る経理に関する検査のうち事務総長から特に命ぜられた事項の検査については、この表の定めにかかわらず、第五局<u>情報通信検査課</u>が分掌するものとする。

四~七 (同左)